

協会けんぽ

ふくおか だより



知っておきたい退職後の健康保険



74歳までの被保険者が退職などで健康保険の資格を喪失した場合は、ご自身で次に加える健康保険の選択と加入のお手続きを行う必要があります。

保険の種類	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村役場	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先等
保険料	前年の所得や家族構成等で決定 退職理由によって、保険料が 減免されることがあります	在職時の約2倍(上限あり) 上限金額は毎年度見直され 変更することがあります	負担なし
加入条件	お住まいの市区町村役場 (国民健康保険担当課)にお問い合わせください	下記をご確認ください	収入等の条件あり 詳しくは、ご家族のお勤め先等 にお問い合わせください



条件1…退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること
条件2…退職日の翌日から20日以内(必着)に申請すること

※任意継続の加入期間は退職日の翌日から最長で2年間です

令和6年度 生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽでは年度内1回に限り、健診費用の一部を補助しています。
令和6年度の生活習慣病予防健診のご案内は3月中旬に事業所様宛に発送します。



緑色の封筒が届きます

対象 35歳～74歳の被保険者

一般健診

労働安全衛生法に
基づく定期健診項目



胃がん検査
大腸がん検査など

自己負担額
最高 5,282円!

令和6年4月から対象年齢が拡大! **付加健診***が受けやすくなりました

令和5年度まで

40歳・50歳



令和6年度から

40歳・45歳・50歳
55歳・60歳・65歳・70歳



付加健診(単独受診はできません)



尿沈渣顕微鏡検査



生化学的検査



血液学的検査



肺機能検査



眼底検査



腹部超音波検査

自己負担額
最高 2,689円!

※一般健診に加えてさらに検査項目を増やし、病気の早期発見や生活習慣の改善に役立つための健診。

退職後の保険証の取り扱い

加入者様へのお願い

保険証を使用できるのは**退職日**までです。
ご家族(被扶養者)の分も忘れずお勤め先にご返却ください。

保険証を使用できるのは

*75歳を迎える場合…誕生日の前日まで
*扶養から外れる場合…扶養から外れる日の前日まで

事業主様へのお願い

- ◆退職予定の従業員様へ、退職後速やかに保険証(被扶養者の分も含む)を事業所様へ返却するようお願いいたします。
- ◆資格喪失届に回収した保険証を添えて、管轄の日本年金機構へご提出ください。

保険証を資格喪失届に添付できず、後日別送される場合は協会けんぽへ直接ご返却ください。



2024年12月2日に保険証は廃止されます

今から使おう!マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



協会けんぽ福岡支部移転のお知らせ

協会けんぽ福岡支部は **令和6年7月16日(火)** に移転いたします。

新住所

福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号コネクトスクエア博多8階
個別郵便番号のため、郵便番号は変わりません

連絡先

電話番号の変更を予定しています。決定次第改めてお知らせします。

※現所在地での申請書等の受付は **令和6年7月12日(金)まで**です。ご提出時はお気を付けてください。

旧住所が記載された健康保険証や限度額適用認定証等は、引き続きお使いいただけます。

